

改定後	改定前
<p>第17条（交通系電子マネー取引精算金の支払いの取消し及び留保）</p> <p>1. 交通系電子マネー取引または当該交通系電子マネー取引に関わり包括代理人および店子から当社へ移転された交通系電子マネー等が以下のいずれかの事由に該当する場合、当社は包括代理人および店子に対し、当該交通系電子マネー取引に関する交通系電子マネー取引精算金の支払い<u>を行わない</u>ものとします。但し、本項第2号に該当する場合で、当社が当該交通系電子マネー取引に関する交通系電子マネー取引精算金の支払いを承認した場合はこの限りでないものとします。</p> <p>(1)包括代理人および店子から当社へ移転された電子マネーが正当なものでない<u>と疑われる</u>場合 (略)</p> <p>(6)不正な交通系電子マネー取引を行った<u>と疑われる</u>場合 (略)</p> <p>4. 当社が、交通系電子マネー取引または当該交通系電子マネー取引に関わり包括代理人および店子から当社へ移転された交通系電子マネーについて第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性がある<u>と当社が認めた</u>場合には、当社は調査が完了するまで当該交通系電子マネー取引に係る交通系電子マネー取引精算金の支払いを留保することができるものとし、当社は当該留保期間中の遅延損害金、法定利息等の支払いを免れるものとします。</p> <p>5. 当社が、前項の調査開始より15日を経過したとしても、第1項記載の各事由のいずれかに該当する可能性がある<u>と当社が</u></p>	<p>第17条（交通系電子マネー取引精算金の支払いの取消し及び留保）</p> <p>1. 交通系電子マネー取引または当該交通系電子マネー取引に関わり包括代理人および店子から当社へ移転された交通系電子マネー等が以下のいずれかの事由に該当する場合、当社は包括代理人および店子に対し、当該交通系電子マネー取引に関する交通系電子マネー取引精算金の支払いの<u>義務を負わない</u>ものとします。但し、本項第2号に該当する場合で、当社が当該交通系電子マネー取引に関する交通系電子マネー取引精算金の支払いを承認した場合はこの限りでないものとします。</p> <p>(1)包括代理人および店子から当社へ移転された電子マネーが正当なものでない場合 (略)</p> <p>(6)不正な交通系電子マネー取引を行った場合 (略)</p> <p>4. 当社が、交通系電子マネー取引または当該交通系電子マネー取引に関わり包括代理人および店子から当社へ移転された交通系電子マネーについて第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性がある<u>と包括代理人および店子と当社が協議の上認めた</u>場合には、当社は調査が完了するまで当該交通系電子マネー取引に係る交通系電子マネー取引精算金の支払いを留保することができるものとし、当社は当該留保期間中の遅延損害金、法定利息等の支払いを免れるものとします。</p> <p>5. 当社が、前項の調査開始より15日を経過したとしても、第1項記載の各事由のいずれかに該当する可能性がある<u>と包括代</u></p>

<p>認められた場合には、当社は交通系電子マネー取引精算金の支払いを行わないものとします。なお、この場合においても包括代理人、当社および店子は調査を続けることができるものとします。</p>	<p><u>理人および店子と当社が協議の上認められた場合には、当社は交通系電子マネー取引精算金の支払い義務を負わないものとします。</u>なお、この場合においても包括代理人、当社および店子は調査を続けることができるものとします。</p>
<p>第21条（届出事項等） （略）</p> <p>5. 包括代理人および店子が第5条第1項(6)及び第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、包括代理人および店子に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、包括代理人および店子は、これに応じるものとします。</p>	<p>第21条（届出事項等） （略）</p> <p>5. 包括代理人および店子が第5条第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、包括代理人および店子に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、包括代理人および店子は、これに応じるものとします。</p>
<p>第27条（有効期間・解約） 本規約の有効期間は本規約締結の日から1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに包括代理人及び店子又は当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。包括代理人、当社および店子は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。但し、包括代理人および店子が1年以上継続して交通系電子マネー取引を取扱っていない場合、または、当社が包括代理人および店子との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（包括代理人および店子との連絡不能による場合は、第21条第3項に基づき、届出住所に通知を送付すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、<u>当社は包括代理人及び店子に予告することな</u></p>	<p>第27条（有効期間・解約） 包括代理人、当社および店子は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、<u>相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。</u>但し、包括代理人および店子が1年以上継続して交通系電子マネー取引を取扱っていない場合、または、当社が包括代理人および店子との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、<u>当社は包括代理人および店子に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより（包括代理人および店子との連絡不能による場合は、第21条第3項に基づき、届出住所に通知を送付すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本規約を解約できるものとします。</u></p>

く本規約を解約できるものとします。